

# 居宅介護支援・介護予防支援事業重要事項説明書

令和6年7月1日改定

## 1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 022-384-8367 (8時30分～17時30分)

\*ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

## 2. 有限会社 東北福祉サービス居宅介護支援・介護予防支援事業所の概要

### (1) 居宅介護支援・介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名 有限会社東北福祉サービス  
居宅介護支援・介護予防支援事業所  
所在地 名取市大手町五丁目12番5号 大手町ビル2階  
介護保険指定番号 居宅介護支援・介護予防支援 0470700295  
サービス提供地域 仙台市太白区・名取市・岩沼市  
ただし、介護予防支援の場合 仙台市太白区・岩沼市は除く

\*上記地域以外の方のご希望はご相談ください。

(2) 職員体制 管理者 菅井裕子  
介護支援専門員 常勤 3名

(3) 営業時間 月～金 8時30分～17時30分  
(ただし国民の休日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く)  
緊急時は、365日対応

## 3. 居宅介護支援・介護予防支援の申込みから提供までの流れと主な内容

- ①利用者からの申込み
- ②利用者との契約
- ③市町村への届け出
- ④サービス提供

## 4. 利用料金

### (1) 居宅介護支援・介護予防支援

- ①要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されますので、自己負担はありません。
- ②保険料の滞納により、保険給付が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき、金額をいただき、当社からサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

(2) 解約料  
なし。

### (3) その他

支払方法 交通費等の料金が発生する場合、月ごとの清算とし、毎月、20日までに前月分の請求を致しますので、末日までにお支払いください。お支払い頂きますと、領収書を発行します。  
お支払い方法は、銀行振り込み、現金支払いの2通りの中から選べます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。又は、事業所事務所にて利用者の状態・希望等を確認いたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

- ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合  
お申し出下されば、いつでも解約できます。
- ②当社の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所を紹介致します。
- ③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

ア) 利用者が、介護保険施設に長期入所または、病院等に長期入院した場合。ただし計画的な入退所、入退院が予想される場合には、この契約が継続されます。

イ) 利用者の要支援認定区分又は要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合。

ウ) 利用者が死亡した場合

エ) 利用者の所在が、2週間以上不明になった場合

④その他

ご利用者やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して、ハラスメント行為又は本契約を継続し難いほどの背任行為を行った場合は、文書で通知する事により、サービスを終了させて頂く場合があります。

(3) 居宅介護支援・介護予防支援の実施概要等

①利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を提供し、利用者にサービスの選択を求めます。

③提供されるサービスの目標、その達成時期を盛り込んだ居宅サービス計画・介護予防サービス計画の原案を作成します。

④サービス提供事業所等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤その他サービス提供事業所又は居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

⑥要介護の方は月1回、要支援の方は3か月に1回居宅を訪問し経過の把握モニタリングを行います。(ただし、情報通信機器を利用してモニタリングが可能な場合は、要介護の方は2か月に1回、要支援の方は6か月に1回)

⑦居宅サービス計画・介護予防サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるようサービス提供事業所との連絡調整を行います。

⑧利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画・介護予防サービス計画変更の支援等の必要な対応をします。

⑨事業者は、利用者が介護保険施設等への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設等の紹介その他の支援をします。

⑩利用者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画・介護予防サービス計画を変更します。

⑪利用者は居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けるサービス提供事業所について複数の事業所の紹介や居宅サービス計画書・介護予防サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

⑫利用者が医療系サービスの利用を希望している場合に、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対して居宅サービス計画・介護予防サービス計画の交付を行います。

⑬利用者が医療機関へ入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を、入院する医療機関に伝えるようご協力をお願い致します。

⑭介護支援専門員は、サービス提供事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の同意を得て服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要とみとめるものを、主治の医師もしくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。

⑮利用回数が統計的に見て通常の利用の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、市町村が確認し必要に応じて是正を受けることがあります。その際、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護の(生活援助中心型)の利用が必要性である理由を記載した、居宅サービス計画書を市町村に提供いたします。

⑯集合住宅と同一敷地内の居宅サービスの事業所のみを居宅サービス計画・介護予防サービス計画に位置付けることは適切でないため、同一の敷地内のサービスのみを居宅サービス計画・介護予防サービス計画作成しないように致します。

⑰感染症の発生及びまん延等に関して委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シュミレーション)を行います。

⑱災害の発生為の業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を行います。

⑲必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)

が包括的に提供されるよう居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成いたします。

⑩当事業所居宅サービス計画の訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

1. 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 

訪 問 介 護	31%
通 所 介 護	36%
地域密着型通所介護	9%
福 祉 用 具 貸 与	71%
2. 前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	東北福祉サービス 50%	バイタルケア名取 15%	ケアステーションあかり 5%
通所介護	青松苑 20%	ツクイ名取美田園 18%	にこトピア名取 10%
地域密着型通所介護	相互台ヒーローズ 33%	リハニック名取 25%	シャーマンサロンプラザ 17%
福祉用具貸与	東京インテリアMS仙台 33%	ダスキン名取 15%	シルバーサポート仙台南 14%

前期（3月1日から8月末日）

後期（9月1日から2月末日）

- ⑪人生に最終段階における医療ケアの決定プロセスに沿って居宅サービス計画を作成いたします。
- ⑫退院前にケアマネジメントを行ったものの利用者の死亡によりサービスに至らない場合に、モニタリングやサービス担当者会議等行った場合は給付管理を致します。
- ⑬退院・退所時のカンファレンスに、福祉用具貸与が見込まれる場合に福祉用具専門相談員やサービス提供事業所の提供する作業療法士等が参画するよう調整致します。
- ⑭利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために虐待防止に関する研修を行い、利用者等の人権擁護・虐待防止等に努めます。

## 6. 当社の居宅介護支援・介護予防支援の特徴

### (1) 事業の目的

利用者が要支援、要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス・介護予防サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画・介護予防サービス計画を作成すると共に、当該計画に基づいて適切な居宅サービス・介護予防サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他を提供します。

### (2) 運営の方針

市町村及び地域包括支援センター・他の指定居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・サービス提供事業者・介護保険施設等との連携を図り、利用者の意思・人格を尊重し、指定居宅サービス・介護予防サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援・介護予防支援を行います。

## 7. サービス内容に関する苦情

### (1) 利用者の相談・苦情担当

当社の居宅介護支援・介護予防支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画・介護予防サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情担当  
管理者 菅井裕子 が承ります。

TEL 022-384-8367

### (2) その他

当社以外に、他の相談・苦情窓口等を伝えることができます。

名取市役所 健康福祉介護長寿課 TEL 022-384-2111

仙台市太白区役所 介護保険係 TEL 022-247-1111

居宅介護支援・介護予防支援の提供の概要



## 【利用料金表】

1. 居宅介護支援・介護予防支援利用料は要支援状態、要介護状態に応じてサービス事業所からの提供開始以降1ヶ月あたり以下の金額になります。全額保険給付されますが、保険料の未納等がある場合には全額をお支払い頂き、市町村に指定居宅介護支援提供証明書を提出後、全額返金されます。

要支援1・2	4,720円
要介護1・2	10,860円
要介護3・4・5	14,110円

2. 以下の場合は加算料金をいただきます。

特定事業所加算(I)	5,190円
特定事業所加算(II)	4,210円
特定事業所加算(III)	3,230円
特定事業所加算(A)	1,140円
特定事業所医療連携加算	1,250円
初回加算	3,000円
入院時情報提供加算I	2,000円
入院時情報提供加算II	1,000円
退院・退所加算	
・カンファレンス参加無しの場合 (連携1回)	4,500円
(連携2回)	6,000円
・カンファレンス参加の場合 (連携1回)	6,000円
(連携2回)	7,500円
(連携3回)	9,000円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円
通院等情報連携加算	500円

3. 介護保険制度改正により給付変更があります。  
その場合は法令により改訂された料金となります。

### 改訂履歴

改訂 1 追加	R5年9月1日	(3)⑪～⑳
改訂 2 追加	R6年7月1日	介護予防支援追加

## 個人情報利用承諾書

私（及び私の家族）の個人の情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1、使用目的

- ① 介護保険サービスを円滑に提供するために実施されるサービス担当者会議に必要となる場合。
- ② 他の介護サービス等の提供を受けるにあたって、介護支援専門員又はサービス提供事業所、地域包括支援センター、病院などの医療機関等との連絡調整のために必要な場合。
- ③ 現に介護サービス・介護予防サービス等の提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又は怪我等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明する場合。
- ④ 行政等関係機関、又は介護保険事務に関する情報提供や調整の必要が生じた場合。
- ⑤ 介護支援専門員の教育目的に個人情報をふせてケース検討をする場合。
- ⑥ 介護支援専門員の実務研修の実習生が記録閲覧をする場合。
- ⑦ 外部監査機関、評価機関等への情報提供や損害賠償などに係る保険会社等への相談または届出等において必要な場合。

#### 2、個人情報を提供する事業所等

- ① サービス担当者会議におけるサービス提供事業所及びその出席者。
- ② 介護サービス・介護予防サービス等の提供を受ける場合の、当該介護サービス事業所・介護予防サービス及び地域包括支援センター等。
- ③ 体調を崩し又は怪我等で診療することとなった場合等の医療機関等。
- ④ 行政等関係機関及び介護保険事務に係る事業所。
- ⑤ 介護支援専門員のケース検討会。
- ⑥ 介護支援専門員実務研修に伴う実習生。
- ⑦ 外部監査機関、評価機関、保険会社。

#### 3、使用する期間

サービスの提供を受けている期間

#### 4、使用する条件

- ① 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。
- ② 個人情報を使用した相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。